

消 防 予 第 133 号
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 次 長

違反対象物に係る公表制度の実施の推進について（通知）

違反対象物に係る公表制度（以下「公表制度」という。）については、「違反対象物に係る公表制度の実施について」（平成 25 年 12 月 19 日付け消防予第 484 号）により、まずは政令指定都市の消防本部を中心として実施するとともに、その他の消防本部においても政令指定都市の消防本部の状況を踏まえつつ、実施に向けた検討を進めるようお願いしているところである。

平成 27 年 4 月には、全ての政令指定都市の消防本部において公表制度が実施される状況であることから、公表制度の趣旨を理解のうえ、貴都道府県管内の政令指定都市以外の消防本部における公表制度の実施について、下記によりその積極的な推進を図られたい。

また、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されたい。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添える。

記

1 管内人口が 20 万人以上の消防本部

遅くとも平成 29 年 3 月末までには条例等の改正を行い、公布後に十分な周知期間を確保したうえで、遅くとも平成 30 年 4 月 1 日から実施するものとする。

2 管内人口が 20 万人未満の消防本部

管内の防火対象物の状況等を踏まえつつ、具体的な検討を進められたい。